

決 議

(平成18年5月18日 於 通常総会)

平成17年度のわが国経済は、企業収益の拡大が設備投資、雇用・所得、個人消費に波及し、これらの連なる好循環が原動力となり、緩やかながら息の長い成長が持続した。特に経済成長の主役である民間部門の回復は、わが国企業が長きに亘った三つの過剰の改善に取り組んだ成果であった。

しかしながら、地域間や業種間、企業規模の違いによる景況感格差は依然として存在しており、また高騰するエネルギー・素材価格、米国・中国等の海外経済動向等、不安要因も抱えている。

このような情勢下、当工業会の平成17年度産業機械の受注は、国内では製造業の需要が一層拡大し、更に世界的な素材関連の大型投資が追い風となって外需が過去最高金額を記録したことから、内外需合計では、6兆846億円、対前年度比17.8%増となった。平成18年度の受注見通しは、外需が前年度の反動から若干の減少を予想するものの、内需が製造業を中心に需要の裾野が更に広がるとみて、内外需合計では、対前年度比1.5%増と見込んだ。

わが国の企業活動が活発化する中、各種産業の生産に供される資本財を供給する当工業会会員企業は、わが国経済の基盤を構築し、発展を支える「ものづくり」を一層強固なものとするため、高品質で信頼のおける製品と高い技術力を提供し、わが国産業のグローバル環境での競争力強化に貢献する必要がある。

同時に、地球環境という大きなテーマに貢献するための先進技術や製品を供給し、世界最高水準の「安全・安心な社会」「環境にやさしい社会」の実現に向け大きな役割を担っていかなければならない。

よって、当工業会は政策当局に対し、わが国産業の発展と環境保全の推進を両立させながら経済成長を維持・継続させるための諸施策について以下の通り要望するとともに、業界の決意を表明する。

．政策当局への要望

1．わが国産業の競争力強化対策

- (1) 企業の設備投資意欲を維持・拡大し、生産手段の新陳代謝を活発化させるため、減価償却制度の抜本的見直し等の税制面での支援を充実させること。

- (2) 新産業の事業化、事業再編等産業活動の活性化を図っていく上で、阻害要因となる規制の緩和、撤廃を図るとともに、政策的サポートを一層充実させること(例;新事業・新技術・新エネルギーの市場導入への支援・規制緩和、経済のグローバル化・ボーダレス化を踏まえた事業再編基準の見直し、柔軟な雇用制度の確立など)。
- (3) 規模・リスクが大きく民間独自では実施できない分野の研究開発について、補助金・補助事業の拡充、金融支援措置、産官学の研究交流など一層の支援を行うこと(例;環境、エネルギー、航空・宇宙、素材分野等)。
- (4) 特許審査の迅速化、効率化を推進すると共に、世界各国との制度の調和による「世界特許システム」を早期実現し、わが国企業の国際展開、海外特許取得の支援を拡充すること。
- (5) 若年者の就職者数が減少する中、2007年からの団塊の世代の大量退職を控え、技術・技能の伝承が益々難しくなっている。政府と産業界が協力して、企業の人材育成を支援できる体制を強化するとともに、若年者を含む国民全体で「ものづくり」に親しむ社会形成に向けた取り組みを総合的・計画的に進めること。
- (6) 世界経済のボーダレス化が進む中、日本工業規格(JIS)と国際規格(ISO等)の整合化を進めることは、わが国の重要な国際戦略である。産官学が連携し国際規格への積極的な参加を推進すること。

2. 環境保全対策

- (1) 地球温暖化防止に向け、多くの製造現場では省エネ・高効率機器の採用に努めているが、膨大な資金やコストアップ等民間の努力だけでは急速な対応は困難である。環境負荷軽減に寄与する産業機械の導入・改良に対する支援制度の一層の拡充や、環境 ISO 認証取得の推奨、官庁における優良製品の率先採用など、環境保全の促進に関する施策を総合的に検討すること。
- (2) 京都議定書の目標達成に向け、京都メカニズム活用のための制度整備と支援を一層拡充すること。なお、炭素税等の環境税導入には改めて反対する。
- (3) 省エネルギー化や新エネルギー及び廃棄物再生品の利用を阻害する規制は撤廃或いは緩和すべきであり、特に、国、地方自治体においては溶融スラグである“エコスラグ”の利用、普及の促進を積極的に行うこと。
- (4) わが国の優れた環境保全技術を海外で展開し、地球環境保全に貢献するためには、これら技術の PR 活動や展示会等が重要である。政府機関等による支援を一層充実させること。

3. 企業の海外活動・ビジネス促進対策

- (1) わが国の ODA が適切に評価されるためには、資金協力のタイド化によりわが国の優れた技術を活用した ODA の推進が重要である。また、アンタ

- イド資金協力や国際機関からの資金供与によるインフラ整備プロジェクトについても、政府のトップセールスを積極的に行うこと。
- (2) 為替相場については、対 US ドル、対ユーロでの円相場を適正水準に保つよう努めること。
 - (3) 輸入国側による高関税や数量制限、或いは特殊な規格への適合要求といった非関税障壁によりわが国の工業の輸出に不利益が生じているので、撤廃に向け早急に対処すること。また、FTA の推進を図るとともに原産地証明等の手続きに関し、政府間協議等により簡素化に取り組むこと。
 - (4) 諸外国の外貨投資規制、ビザ発給制限、付加価値税手続きなど諸制度の情報提供を促進するとともに、海外出張者、駐在員の安全向上に対する側面支援をより一層強化し、また地域毎の実情に即した政府間対話を継続し改善を要求すること。
 - (5) 中国や新興国への技術流出・模倣品問題は益々大きくなっている。特許申請及び知的財産保護に関する情報提供や紛争処理における支援をより強化し、また模倣品が横行する当該国については、規制強化を徹底するよう政府間の政策協議等において強く要求すること。

4. 経済活力の維持・向上対策

- (1) 人口減少と少子高齢化、国際競争の激化、地域の不振、巨額の財政赤字等の諸問題を克服しつつ、国富の増大をもたらす「新しい成長」を目指す新経済戦略の早期実現に努めること。また、製造業の国内立地による地域活性化、雇用拡大のための優遇・助成措置をより一層充実させること。
- (2) 少子高齢化の中で将来に対する不安を払拭すべく、早急に年金・医療保険・介護制度等の社会保障制度を一体的に改革すること。また社会保障財源は、国民の自立・自助を基本とし、企業活力を損なわないよう企業負担とのバランスも考慮した上で構築すること。
- (3) わが国経済を更に発展させるためには「安全で活力ある社会」を構築することが重要である。環境保全や防災等の社会基盤整備を中心とした公共投資を継続的に行うこと。また、民間活力の発揮を促す市場化テスト事業等の規制改革をより一層推進すること。
- (4) 昨年から続くエネルギー・素材価格の高騰は、企業収益の圧迫のみならず、個人消費を冷え込ませる要因となり、更には世界経済の成長率低下にもつながることから、供給と価格の安定化に向け、国際協調も含め適切な政策運営を行うこと。
- (5) 環境・エネルギー、IT、バイオ、ナノテクノロジー・材料等の 21 世紀における有望分野の研究開発に対しては、事業化・市場化を促進するため、補助金及び税制面からの支援策を拡大、強化すべきである。

・当業界の為すべき事項（決意）

1．産業競争力強化に資する基盤整備と企業の活性化

- (1) 廃棄物の再生利用や新エネルギーの利用普及等、環境負荷の軽減に寄与する新規成長分野の開拓に努める。特に、エコスラグの普及を促進するためのJIS化の推進及びネットワークの構築を図る。
- (2) 技術革新による新製造方法、新製造機械の開発を促進し、需要者のコスト競争力強化に努める。
- (3) 知的財産の戦略的取得・管理をより一層推進し、海外での特許取得の拡大などの特許戦略の強化に努める。
- (4) 各種産業機械の標準化（再利用、再資源化、安全等を含む）・安全性の確保及び向上・省エネルギー化を推進する。
- (5) 顧客、投資家、従業員及び社会からの期待に応え、業界の一員として法令の遵守を含めた社会的責任を果たしていく。
- (6) 産業振興に寄与する対策を検討し、取り纏めた上で政策当局に提言していく。

2．国際協力・国際交流の推進

- (1) 海外駐在員等を通じて、海外市場に関しての的確な情報把握に努める。
- (2) アジア諸国における環境保全に貢献するため、現地メーカーや団体等と環境保全に関する技術交流、啓発・普及活動を推進する。
- (3) 海外の同業種団体等との情報・技術の交流を推進する。

3．環境問題への対応

- (1) 「産業機械工業の環境自主行動計画」に掲げる目標・対応策を着実に実行する。
- (2) 「産業機械工業の環境グランドデザイン」に沿った活動の一環として「環境活動報告書」の内容の充実を図る。
- (3) 揮発性有機化合物（VOC）の使用、排出実績等の調査研究を進める。
- (4) 地球温暖化問題の解決、廃棄物の排出削減、再利用、再資源化のための革新的技術の開発に努め、そのPR・普及のための各種活動を推進する。
- (5) 環境装置に関する更なる新技術及び装置の開発・普及を促進するため、国内外での展示会、フォーラム等各種事業に参画する。

4．その他

- (1) 経済対策、税務問題、労務問題、法務問題等を検討し、業界の発展に資する意見を取り纏める。
- (2) 情報通信技術・製品・システムを積極的に導入するとともに、資材調達、生産、販売及び物流等の改善の推進に活用する。
- (3) 情報発信手段として当工業会ホームページの充実を図り、業界活動を広く紹介する。